

佐賀市工事請負契約に係る指名基準

佐賀市工事請負契約に係る指名基準（平成18年12月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この指名基準は、佐賀市が発注する工事の適正な執行を確保するための指名競争入札に参加する者の基準に関し、必要な事項を定める。

（指名方法）

第2条 工事を指名競争入札に付するときは、当該工事の設計金額に応じた等級に属する佐賀市の競争入札参加資格を有していると認める者（以下「有資格者」という。）の中から指名しなければならない。

（直近上位又は直近下位の等級に属する者の指名）

第3条 前条の有資格者の数が少数である場合その他必要があると認める場合は、発注予定工事の設計金額に応じ、直近の上位又は下位の等級に属する有資格者を指名することができる。

（緊急を要する工事の指名）

第4条 災害その他の理由により緊急に施工する必要がある工事を指名競争に付するときは、前2条の規定にかかわらず、当該工事の属する工事種別の有資格者で全ての等級に属するものを指名することができる。

（特別の技術を要する工事の指名）

第5条 特別の技術を要する工事を指名競争入札に付するときは、第2条及び第3条の規定にかかわらず、当該工事の属する工事種別の有資格者で上位の等級に属するものを指名することができる。

（指名の判断事項）

第6条 工事を指名競争入札に付するときは、次の各号に掲げる事項を勘案し、指名が特定の有資格者に偏らないようにしなければならない。

- (1) 各年度における指名、応札及び受注の状況
- (2) 経営、安全管理及び労働福祉の状況
- (3) 過去2年間の工事成績
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事及び技術者の状況
- (6) 当該工事施工についての技術的適性及び施工能力

（指名の制限）

第7条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項に該当する者を指名してはならない。

- (1) 不誠実な行為がある者

ア 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（平成28年4月1日施行）の規定に基づく指名停止等の措置を受けている者

- イ 営業停止処分その他入札及び契約行為が法令により制限されている者
- ウ 既発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められる者
 - (ア) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等、請負契約の履行が不誠実であること。
 - (イ) 一括下請等、下請契約関係が不適切であること。
- (2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事から排除要請があり、当該状態が継続している場合等、明らかに請負者として不適当であると認められる者
- (3) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全である者
- (4) 安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められる者
- (5) 賃金不払いの状態が継続している場合にあつて、明らかに請負者として不適当であると認められる者
- (6) 当該指名競争入札に係る工事の業種に対応する経営事項審査の有効期間が満了している者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指名することが不適当であると認められる者
(発注金額区分)

第8条 工事種別ごとに設計金額に対応する等級区分は、最新の佐賀市競争入札参加者資格審査要領第11条第2項第1号による等級区分表による。

(他の指名競争入札の場合の準用)

第9条 前各条の規定は、測量、建設コンサルタント等業務委託及び建設関連維持管理等業務委託の指名競争入札に付する場合に準用する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。